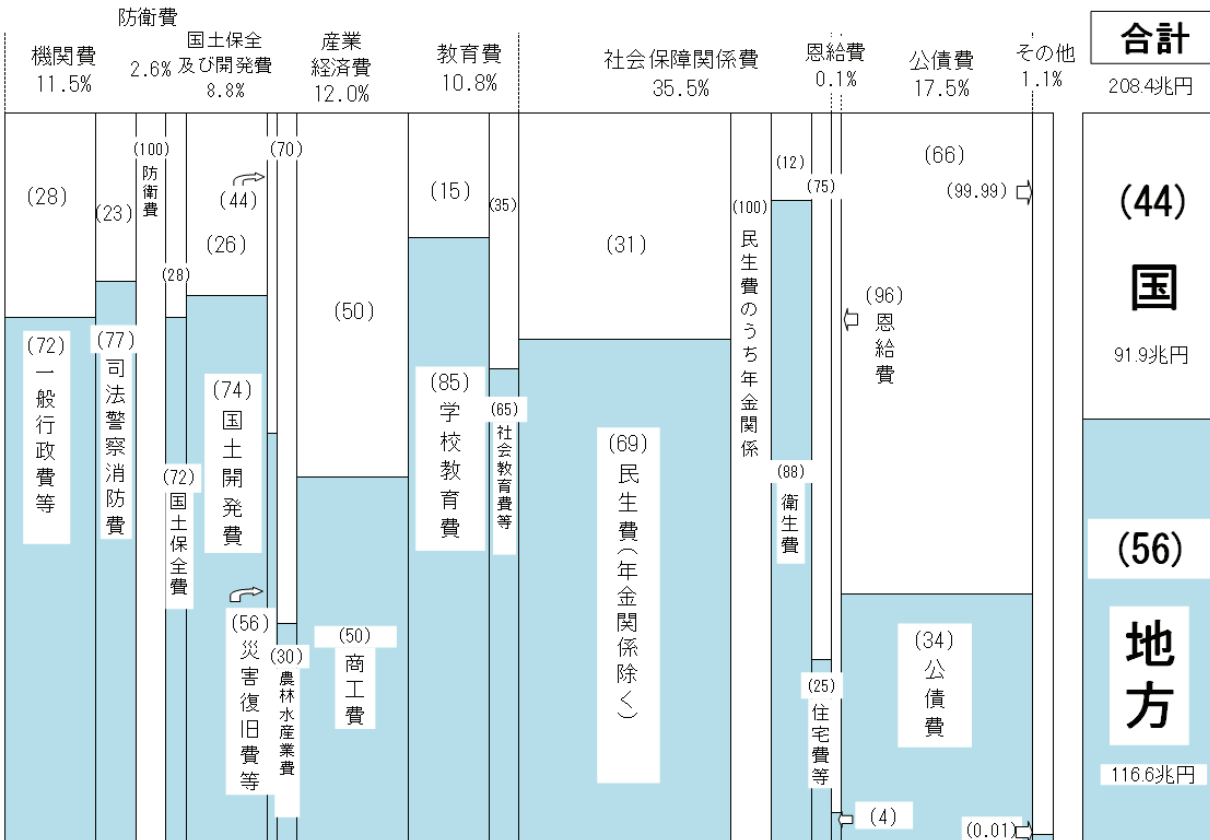


地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで56%となっている。

○ 国と地方の役割分担（令和4年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



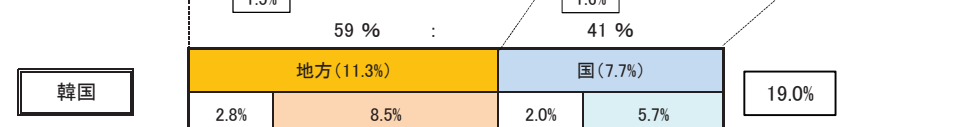
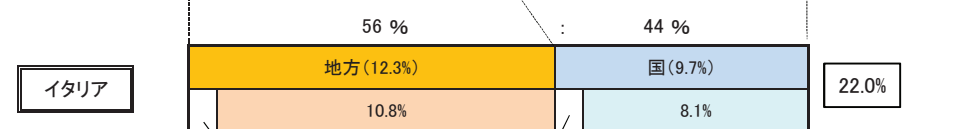
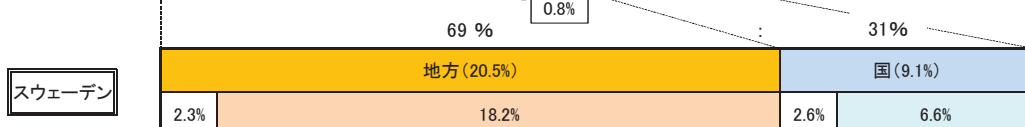
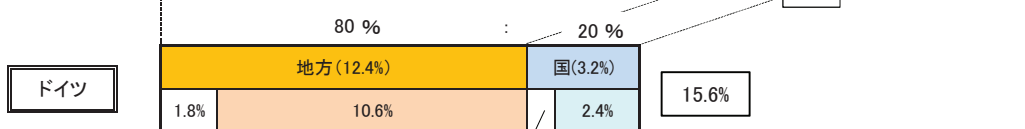
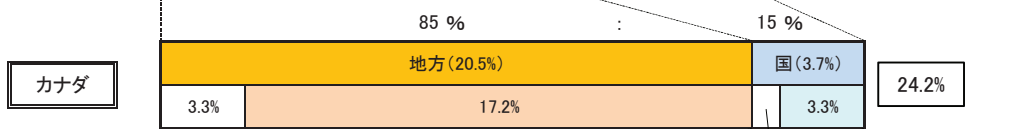
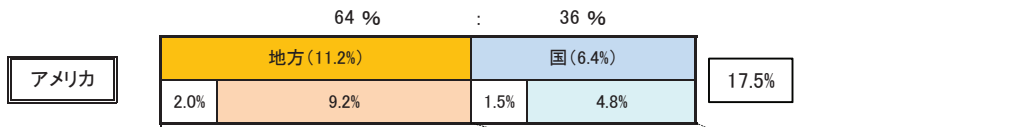
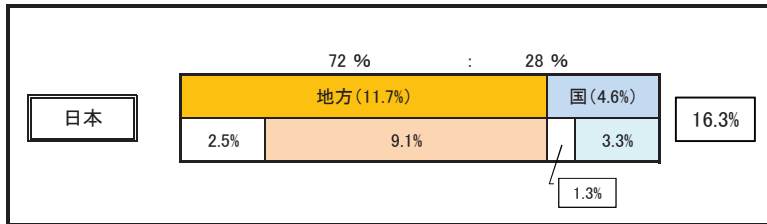
国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
都道府県	○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
市町村	○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

（注）（ ）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

一般政府支出（社会保障基金を除く）の対GDPの国際比較（2022）

凡例	地方		国	
	公的資本形成	最終消費支出	公的資本形成	最終消費支出



注) 1 国民経済計算及びOECDデータに基づき作成。
 2 ドイツ、フランス及び韓国については、暫定値を使用。

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

地方財政計画（通常収支分）の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

地方財政計画（令和6年度）【93兆6,388億円】 (単位: 億円)

		補助	国費	地方費	説明		
給与関係経費		57,571	15,849	41,722	小中学校教職員等 地方警察官 22,281 消防職員 12,804 高校教職員 16,200		
	202,292	地方単独 144,721	地方費 51,285	地方費 93,436		児童福祉司、ケースワーカー、公立保育所保育士等の福祉関係職員 等	
補助等 61.0%	一般行政経費	補助 251,417	国費 111,421	地方費 139,996	生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、後期高齢者医療、障害者自立支援 等		
		436,893	地方単独 153,861	国の事業団等への出資金等 1,450		地方費 152,411	一般行政経費(単独)は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応
		国保・後期高齢者 14,915	地方費			予防接種、乳幼児健診、ごみ処理、警察・消防の運営費、道路・河川・公園等の維持管理費、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など	
		デジタル田園都市国家構想事業費 12,500	地方創生推進費 10,000	地方費			国保都道府県繰入金、国保・後期高齢者保険基盤安定制度(保険料軽減分)、国保財政安定化支援事業
		地域社会再生事業費 4,200	地域デジタル社会推進費 2,500	地方費			
直轄事業負担金 4.6%	投資的経費	直轄・補助(公共事業等) 56,259	直轄事業負担金 5,471	国費 26,377	清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校 など		
		119,896	地方単独 63,637	地方費 24,411			
補助 42.3%	公債費	108,961	地方費		(注) 小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。		
		23,202	企業債の元利償還に係るもの 13,059	上記以外 10,143		上下水道、病院(高度医療)等	
補助単独 53.1%	その他	45,144	地方費				

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

○決算一計画

（単位：兆円）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
給与関係経費	0.7	0.8	0.8	0.8	1.0	0.5	0.3	0.8	0.8	1.0	1.1	0.7	0.8
一般行政経費(※)	0.1	1.1	0.4	0.1	0.4	1.1	0.8	0.8	1.0	0.9	0.8	2.3	1.2
投資的経費	△0.7	△0.1	0.5	△0.5	0.3	0.4	0.8	1.1	0.5	1.1	0.5	0.2	△0.6
歳出合計 (年度内貸付金除き)	△0.8	1.3	1.4	0.4	1.0	2.1	1.2	1.4	0.8	1.5	0.6	2.0	1.3

※年度内貸付金を除き、まち・ひと・しごと創生事業費、歳出特別枠を含む。

○決算（計画との比較のため、計画対象外経費の控除や繰越額の調整などを行ったもの）

（単位：兆円）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
給与関係経費	23.4	23.0	22.9	22.5	21.7	22.0	22.0	22.1	22.1	22.1	22.1	21.3	21.3
一般行政経費 (うち年度内貸付金)	35.1 (5.7)	36.7 (5.7)	36.2 (5.6)	36.3 (5.2)	36.8 (4.8)	37.7 (4.4)	38.4 (4.1)	39.0 (3.8)	38.9 (3.6)	39.0 (3.3)	40.4 (3.1)	69.1 (7.1)	65.2 (6.5)
投資的経費	16.7	13.4	12.4	14.0	12.4	12.1	12.6	14.9	13.3	15.4	16.0	16.6	14.2
歳出合計	92.6	90.4	88.9	90.1	88.3	89.5	90.3	92.7	91.1	93.0	94.6	123.2	117.5

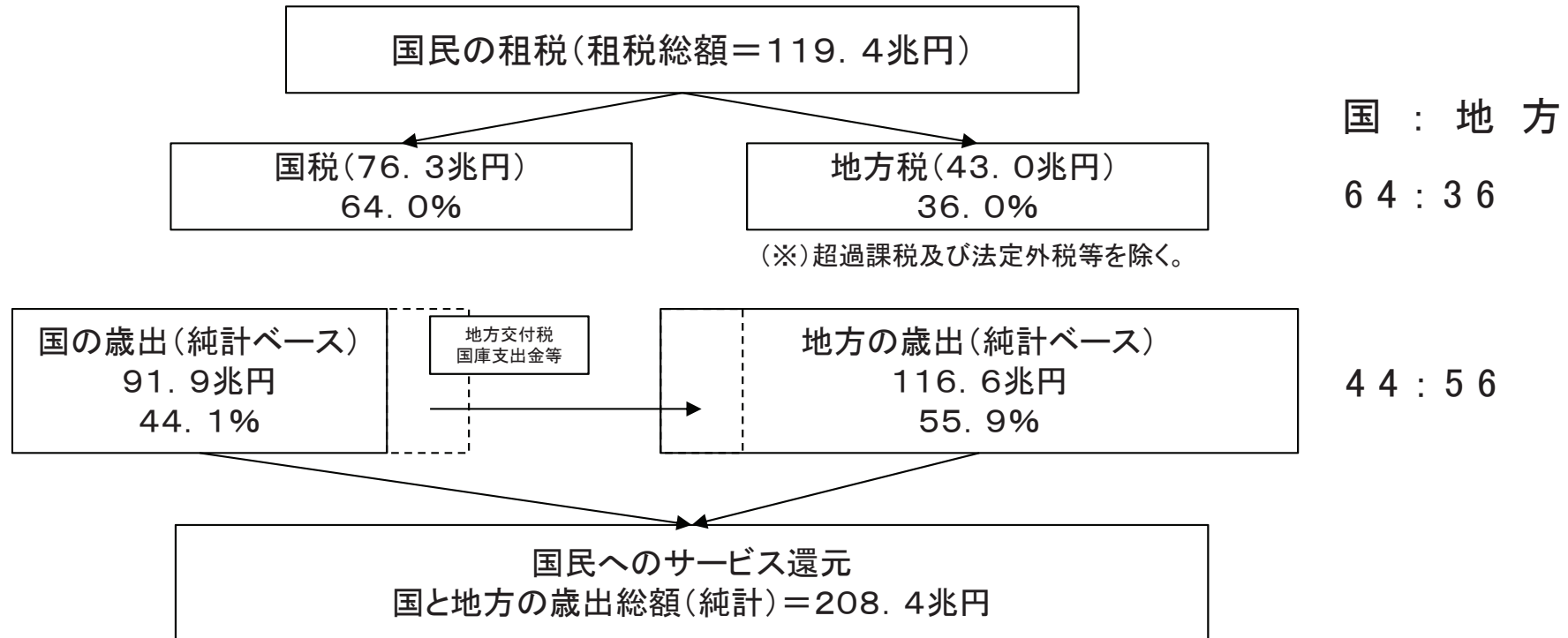
○計画（決算との比較のため、国の補正予算に伴う調整などを行ったもの）

（単位：兆円）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
給与関係経費	22.8	22.2	22.1	21.7	20.6	21.5	21.7	21.3	21.3	21.1	21.0	20.7	20.5
一般行政経費 (うち年度内貸付金)	29.9 (1.6)	30.1 (1.6)	30.3 (1.6)	31.1 (1.6)	31.7 (1.6)	32.6 (1.6)	34.3 (1.6)	35.5 (1.6)	35.8 (1.6)	36.4 (1.6)	38.1 (1.6)	61.3 (1.6)	59.1 (1.6)
投資的経費	17.4	13.5	11.9	14.5	12.1	11.7	11.8	13.8	12.9	14.3	15.5	16.4	14.7
歳出合計	89.2	84.9	83.4	86.2	84.1	84.7	86.6	89.0	88.3	89.8	92.5	115.7	111.2

国と地方の税財源配分と地方歳入の状況

(1) 国・地方間の税財源配分(令和4年度)



(2) 地方歳入決算の内訳(令和4年度)

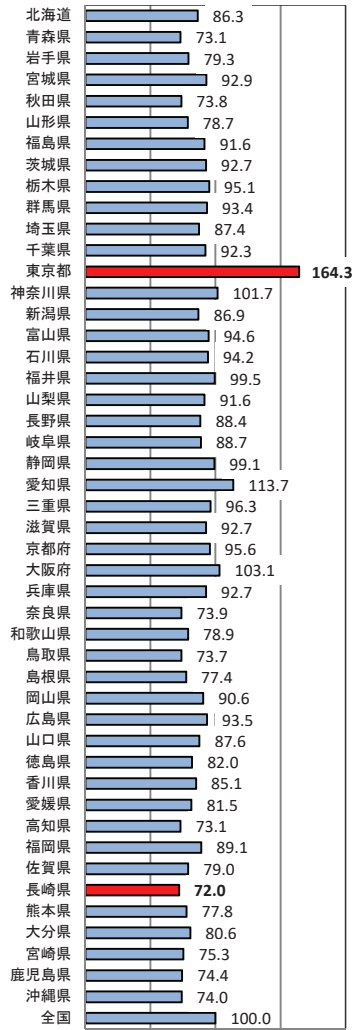
地方税	地方譲与税 地方特例交付金等 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
440,522億円 (36.1%)	216,158億円 (17.7%)	266,657億円 (21.9%)	87,812億円 (7.2%)	208,303億円 (17.1%)
← 地方歳入121兆9,452億円 →				

(注)国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

人口一人当たりの税収額の指数（令和4年度決算額）

地方税計

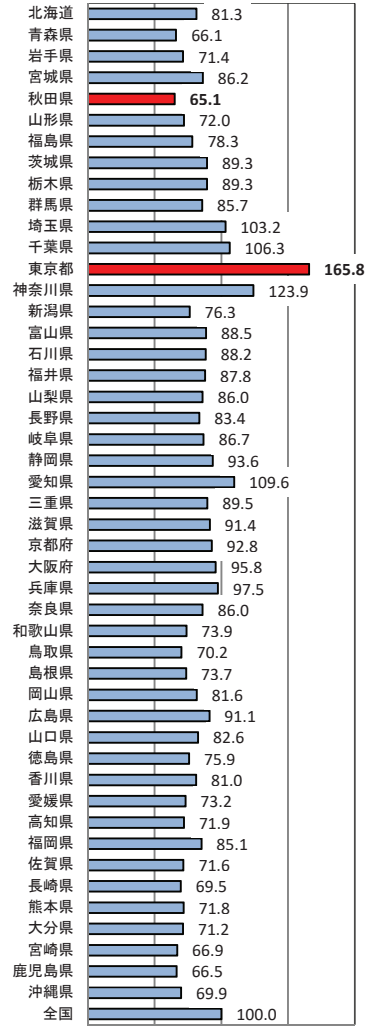
最大／最小:2.3倍



43.0兆円

個人住民税

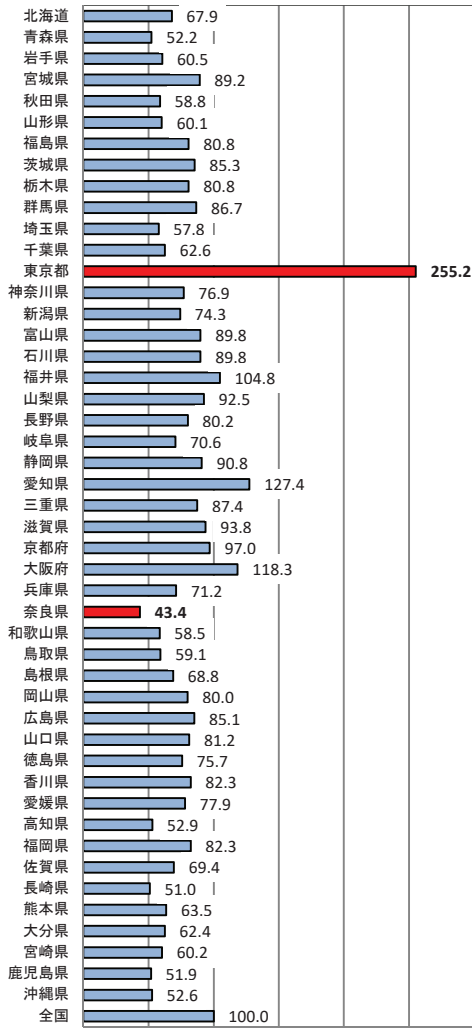
最大／最小:2.5倍



13.2兆円

地方法人二税

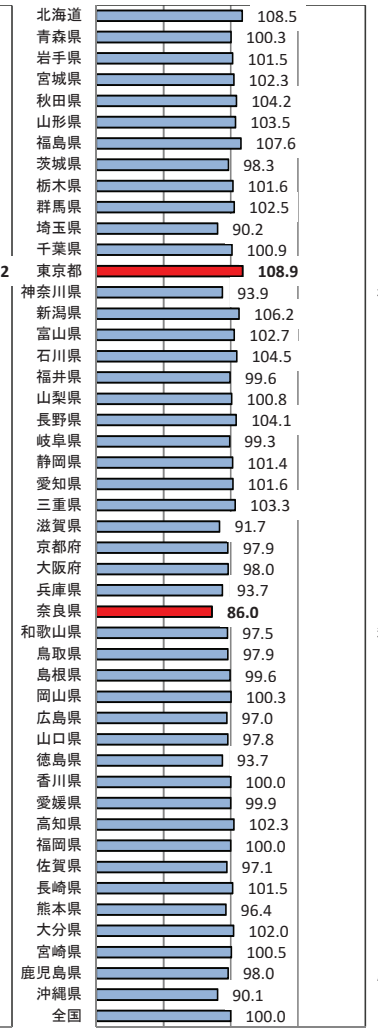
最大／最小:5.9倍



6.9兆円

地方消費税(清算後)

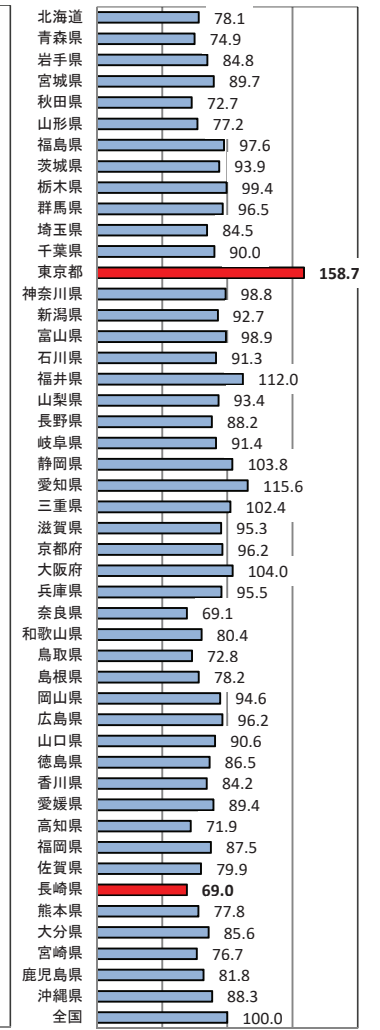
最大／最小:1.3倍



6.4兆円

固定資産税

最大／最小:2.3倍



9.6兆円

※1 上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

地方財政計画の役割

地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
- 二 国庫支出金
- ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
 - 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

- 歳入: 超過課税、法定外普通税、法定外目的税
- 歳出: 国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

(単位:億円、%)

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	427,329	428,751	△ 1,422	△ 0.3
	地 方 譲 与 税	27,293	26,001	1,292	5.0
	地 方 特 例 交 付 金 等	11,320	2,169	9,151	421.9
	地 方 交 付 税	186,671	183,611	3,060	1.7
	国 庫 支 出 金	158,042	150,085	7,957	5.3
	地 方 債	63,103	68,163	△ 5,060	△ 7.4
	うち臨時財政対策債	4,544	9,946	△ 5,402	△ 54.3
	うち財源対策債	7,600	7,600	0	0.0
	使用料及び手数料	15,625	15,646	△ 21	△ 0.1
	雑 収 入	47,182	45,867	1,315	2.9
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 8	△ 3	△ 5	166.7
	全国防災事業一般財源充当分	△ 169	60	△ 229	△ 381.7
	計	936,388	920,350	16,038	1.7
	一 般 財 源 (水準超経費を除く交付団体ベース)	656,980	650,535	6,445	1.0
(水準超経費を除く交付団体ベース)	627,180	621,635	5,545	0.9	

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 出	給 与 関 係 経 費	202,292	199,053	3,239	1.6
	退 職 手 当 以 外	191,527	187,724	3,803	2.0
	退 職 手 当	10,765	11,329	△ 564	△ 5.0
	一 般 行 政 経 費	436,893	420,841	16,052	3.8
	補 助	251,417	239,731	11,686	4.9
	単 独	153,861	149,684	4,177	2.8
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,915	14,726	189	1.3
	デジタル田園都市国家構想事業費	12,500	12,500	0	0.0
	地 方 創 生 推 進 費	10,000	10,000	0	0.0
	地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,500	2,500	0	0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
	公 債 費	108,961	112,614	△ 3,653	△ 3.2
	維 持 補 修 費	15,344	15,237	107	0.7
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100	1,100	0	0.0
	投 資 的 経 費	119,896	119,731	165	0.1
	直 轄 ・ 補 助	56,259	56,594	△ 335	△ 0.6
	単 独	63,637	63,137	500	0.8
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0
	うち脱炭素化推進事業費	1,000	1,000	0	0.0
	うちこども・子育て支援事業費	500	-	500	皆増
	公 営 企 業 繰 出 金	23,202	23,974	△ 772	△ 3.2
	企業債償還費普通会計負担分	13,059	13,997	△ 938	△ 6.7
	そ の 他	10,143	9,977	166	1.7
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	29,800	28,900	900	3.1
	計	936,388	920,350	16,038	1.7
(水準超経費を除く交付団体ベース)	906,588	891,450	15,138	1.7	
地 方 一 般 歳 出	784,568	764,839	19,729	2.6	

地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	震災復興特別交付税	904	935	△ 31	△ 3.3
	一般財源充当分	8	3	5	166.7
	国庫支出金	1,655	1,632	23	1.4
	地方債	2	9	△ 7	△ 77.8
	雑収入	62	68	△ 6	△ 8.8
計		2,631	2,647	△ 16	△ 0.6
歳 出	給与関係経費	51	54	△ 3	△ 5.6
	一般行政経費	1,187	1,288	△ 101	△ 7.8
	補助	836	902	△ 66	△ 7.3
	単独	351	386	△ 35	△ 9.1
	公債費	62	68	△ 6	△ 8.8
	投資的経費	1,331	1,237	94	7.6
	直轄・補助	1,329	1,235	94	7.6
	単独	2	2	0	0.0
公営企業繰出金	0	0	0	0.0	
計		2,631	2,647	△ 16	△ 0.6

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地方税	80	646	△ 566	△ 87.6
	一般財源充当分	169	△ 60	229	△ 381.7
	雑収入	1	1	0	0.0
計		250	587	△ 337	△ 57.4
歳 出	公債費	250	587	△ 337	△ 57.4
	計	250	587	△ 337	△ 57.4

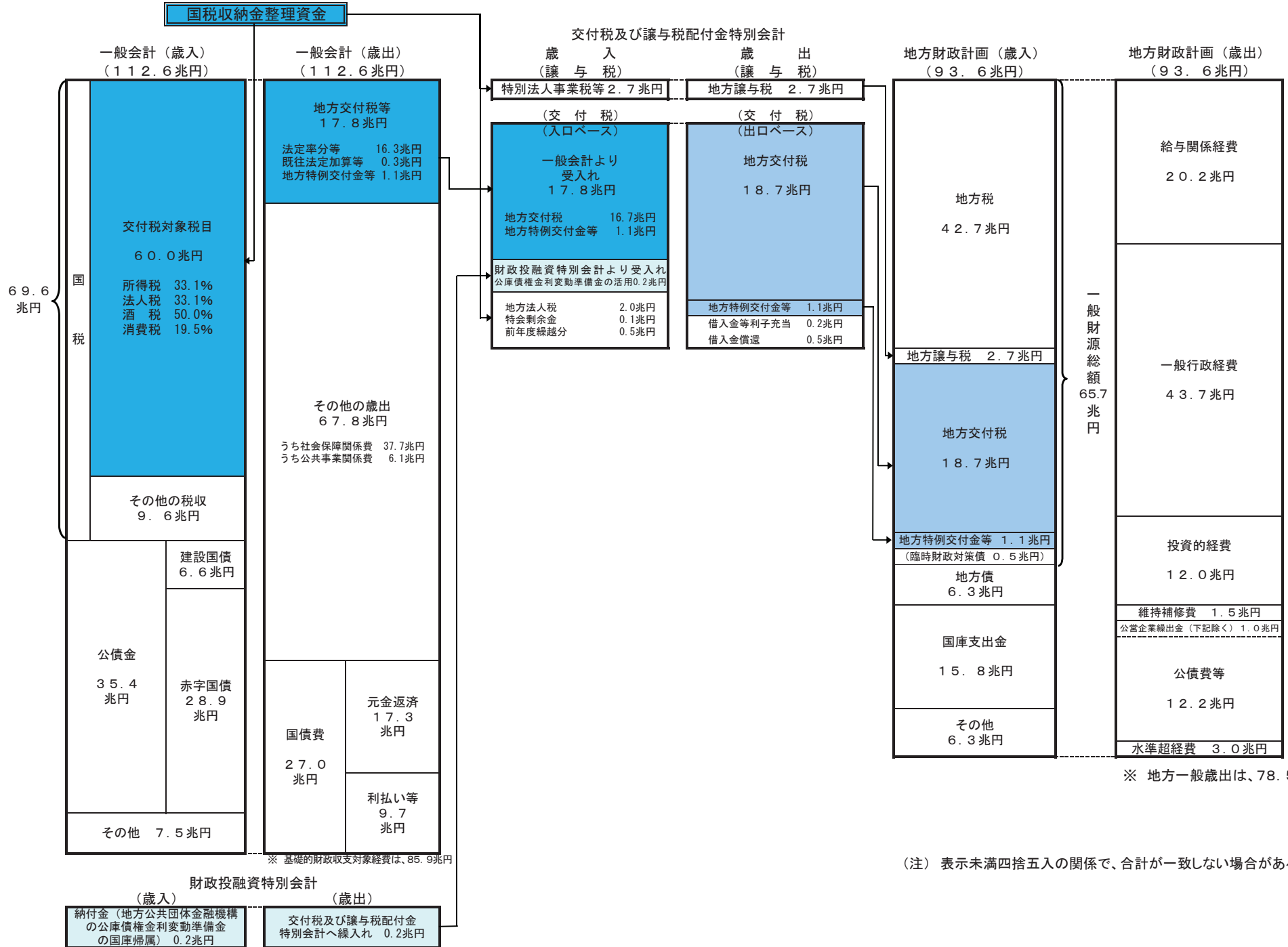
(参考) 通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位:億円、%)

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地方 税	427,409	429,397	△ 1,988	△ 0.5
	地方 譲 与 税	27,293	26,001	1,292	5.0
	地方 特 例 交 付 金 等	11,320	2,169	9,151	421.9
	地方 交 付 税	187,575	184,546	3,029	1.6
	震災復興特別交付税以外	186,671	183,611	3,060	1.7
	震災復興特別交付税	904	935	△ 31	△ 3.3
	国 庫 支 出 金	159,697	151,717	7,980	5.3
	地 方 債	63,105	68,172	△ 5,067	△ 7.4
	うち 臨時 財政 対策 債	4,544	9,946	△ 5,402	△ 54.3
	うち 財 源 対 策 債	7,600	7,600	0	0.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	15,625	15,646	△ 21	△ 0.1
	雑 収 入	47,245	45,936	1,309	2.8
	計	939,269	923,584	15,685	1.7
一 般 財 源	658,141	652,059	6,082	0.9	

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 出	給 与 関 係 経 費	202,343	199,107	3,236	1.6
	退 職 手 当 以 外	191,578	187,778	3,800	2.0
	退 職 手 当	10,765	11,329	△ 564	△ 5.0
	一 般 行 政 経 費	438,080	422,129	15,951	3.8
	補 助	252,253	240,633	11,620	4.8
	単 独	154,212	150,070	4,142	2.8
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,915	14,726	189	1.3
	デジタル田園都市国家構想事業費	12,500	12,500	0	0.0
	地 方 創 生 推 進 費	10,000	10,000	0	0.0
	地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,500	2,500	0	0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
	公 債 費	109,273	113,269	△ 3,996	△ 3.5
	歳 維 持 補 修 費	15,344	15,237	107	0.7
	うち 緊急 浚 渫 推 進 事 業 費	1,100	1,100	0	0.0
	投 資 的 経 費	121,227	120,968	259	0.2
	出 直 轄 ・ 補 助	57,588	57,829	△ 241	△ 0.4
	単 独	63,639	63,139	500	0.8
	うち 緊急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	うち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	4,800	0	0.0
	うち 緊急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000	4,000	0	0.0
	うち 脱 炭 素 化 推 進 事 業 費	1,000	1,000	0	0.0
	うち こ ども ・ 子 育 て 支 援 事 業 費	500	-	500	皆増
	公 営 企 業 繰 出 金	23,202	23,974	△ 772	△ 3.2
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	13,059	13,997	△ 938	△ 6.7
	そ の 他	10,143	9,977	166	1.7
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	29,800	28,900	900	3.1
	計	939,269	923,584	15,685	1.7
	地 方 一 般 歳 出	787,137	767,418	19,719	2.6

国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（令和6年度当初）



地方交付税について

- 所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば、国が地方に代わって徴収する地方税である(固有財源)。

(参考) 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税 交付税総額の94%

特別交付税 交付税総額の 6%

※この他、東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として別枠で確保する震災復興特別交付税がある

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

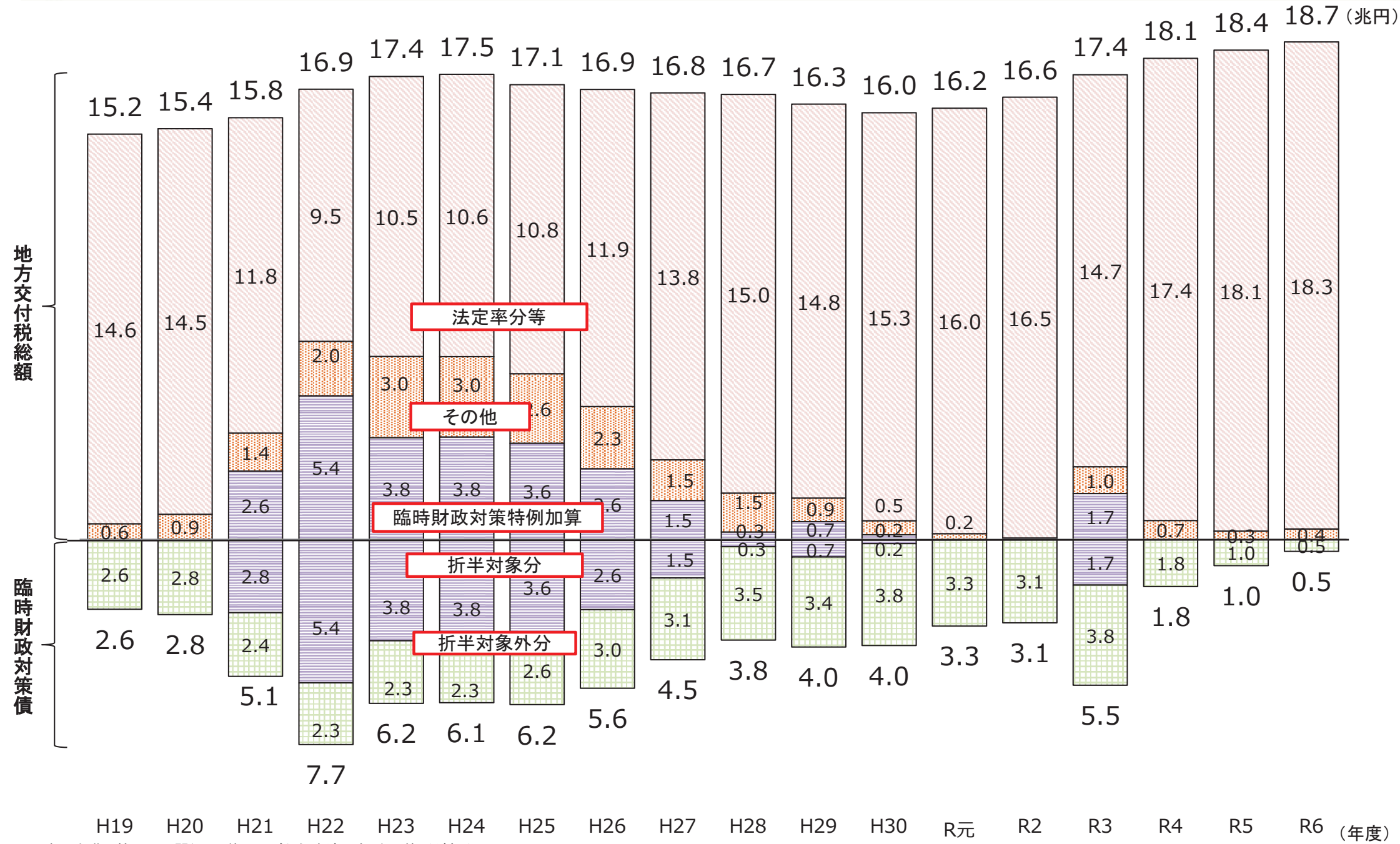
地方交付税率の変遷

(単位:%)

改正年度	所得税	法人税	酒税	消費税	たばこ税	地方法人税	法定率改正理由
昭和29	19.87	19.874	20				<ul style="list-style-type: none"> ・地方財政の財源不足に対処するため、順次引上げ
昭和30		22					
昭和31		25					
昭和32		26					
昭和33		27.5					
昭和34		28.5					
昭和35		28.5+0.3※					
昭和37		28.9					
昭和40		29.5					
昭和41		32					
平成元				24	25		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和63年度の税制の抜本改革(消費税の創設等) 法定3税の減税に伴う交付税の減等への対応として消費税を対象税目化 ・国庫補助負担率の恒久化 国庫補助負担率の恒久化(経常経費)への対応としてたばこ税を対象税目化 ・平成6年度の税制の抜本改革(地方消費税の創設・消費税率の引上げ等) 所得税の減税に伴う交付税の減等への対応として消費税の法定率を引上げ ・平成11年度の税制改正(恒久的な減税) 法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を引上げ ・平成18年度の税制改正 恒久化される法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を変更 ・社会保障・税一体改革(消費税率の引上げ等) 社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国・地方の役割分担等を勘案して消費税の法定率を変更 ・平成26年度の税制改正 地域間の税源の偏在性を是正するため地方法人税を創設 ・交付税原資の安定性の向上・充実を図るための法定率の見直し
平成9				29.5			
平成11		32.5					
平成12		35.8					
平成19		34					
平成26				22.3		全額	
平成27	33.1	33.1	50		除外		
平成30							
令和元				20.8			
令和2				19.5			
令和6							<ul style="list-style-type: none"> ・消費税率10%への引上げに伴う消費税に係る法定率の見直し

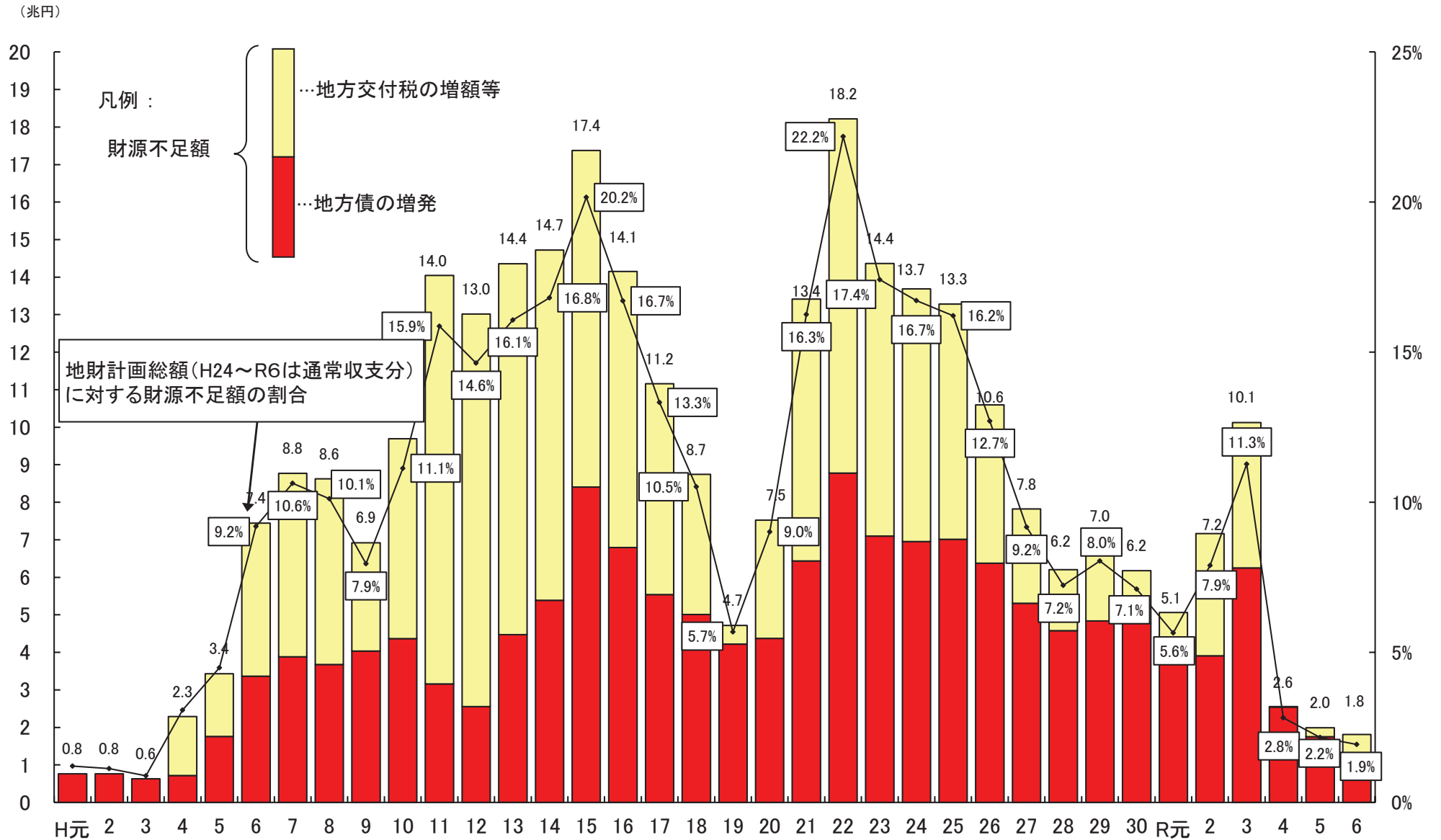
※ 0.3は臨時地方特別交付金

地方交付税総額等（当初）の推移



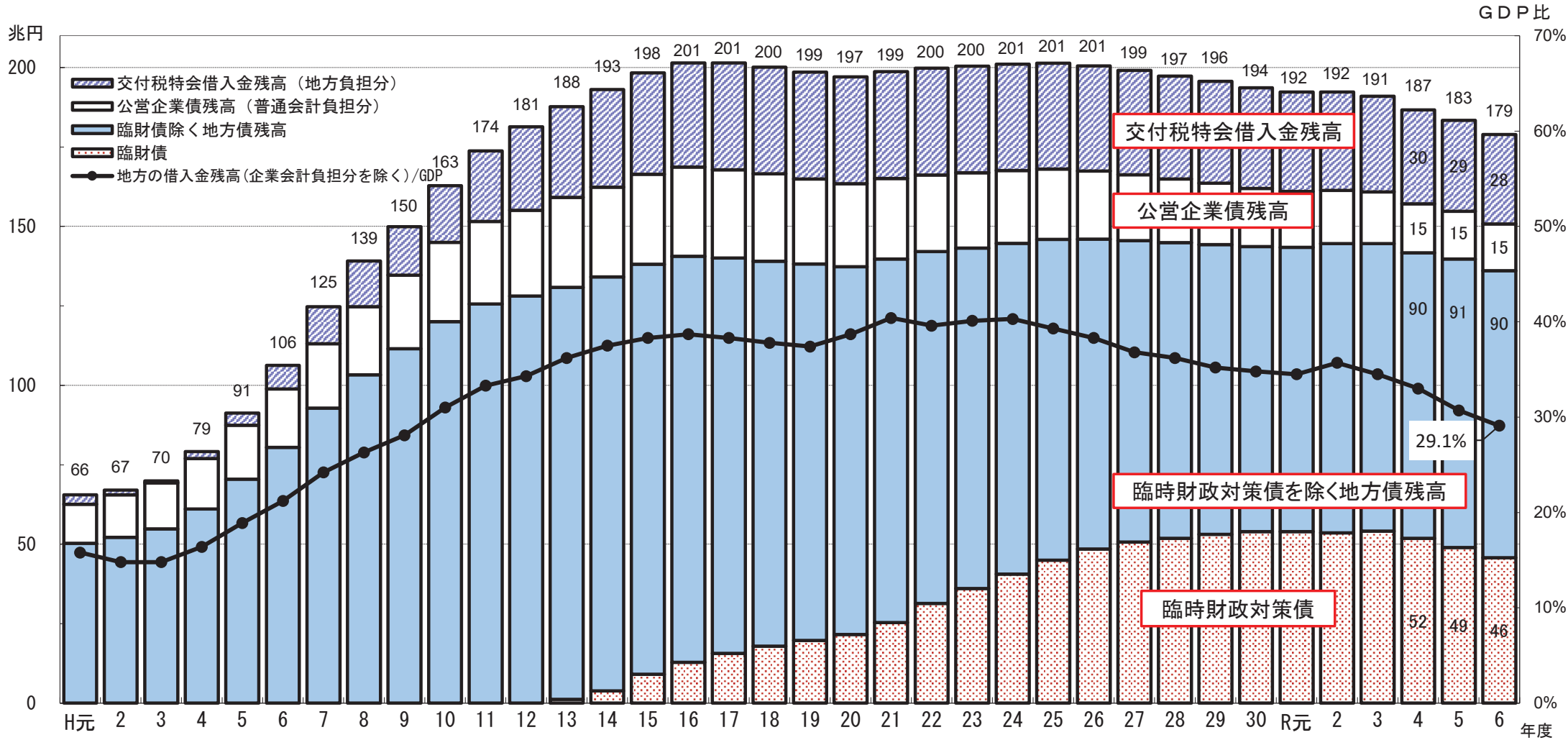
※ 表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。
 ※ 「法定率分等」は、所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税（～H27）・地方法人税（H26～）の法定率分、国税決算精算分及び国税減額補正精算分の合算額。
 ※ 「その他」は、「法定率分等」と「臨時財政対策特例加算」を除く措置（法定加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用、交付税特別会計剰余金の活用、前年度からの繰越金、交付税特別会計借入金金の償還等）の合算額。

地方財政の財源不足の状況



(注)財源不足額及び補填措置は、補正後の額である(令和6年度は当初)

地方財政の借入金残高の状況



※1 地方の借入金残高は、令和4年度までは決算ベース、令和5年度及び令和6年度は地方財政計画等に基づく見込み。

※2 GDPは、令和4年度までは実績値、令和5年度は実績見込み、令和6年度は政府見通しによる。

※3 表示未滿は四捨五入をしている。

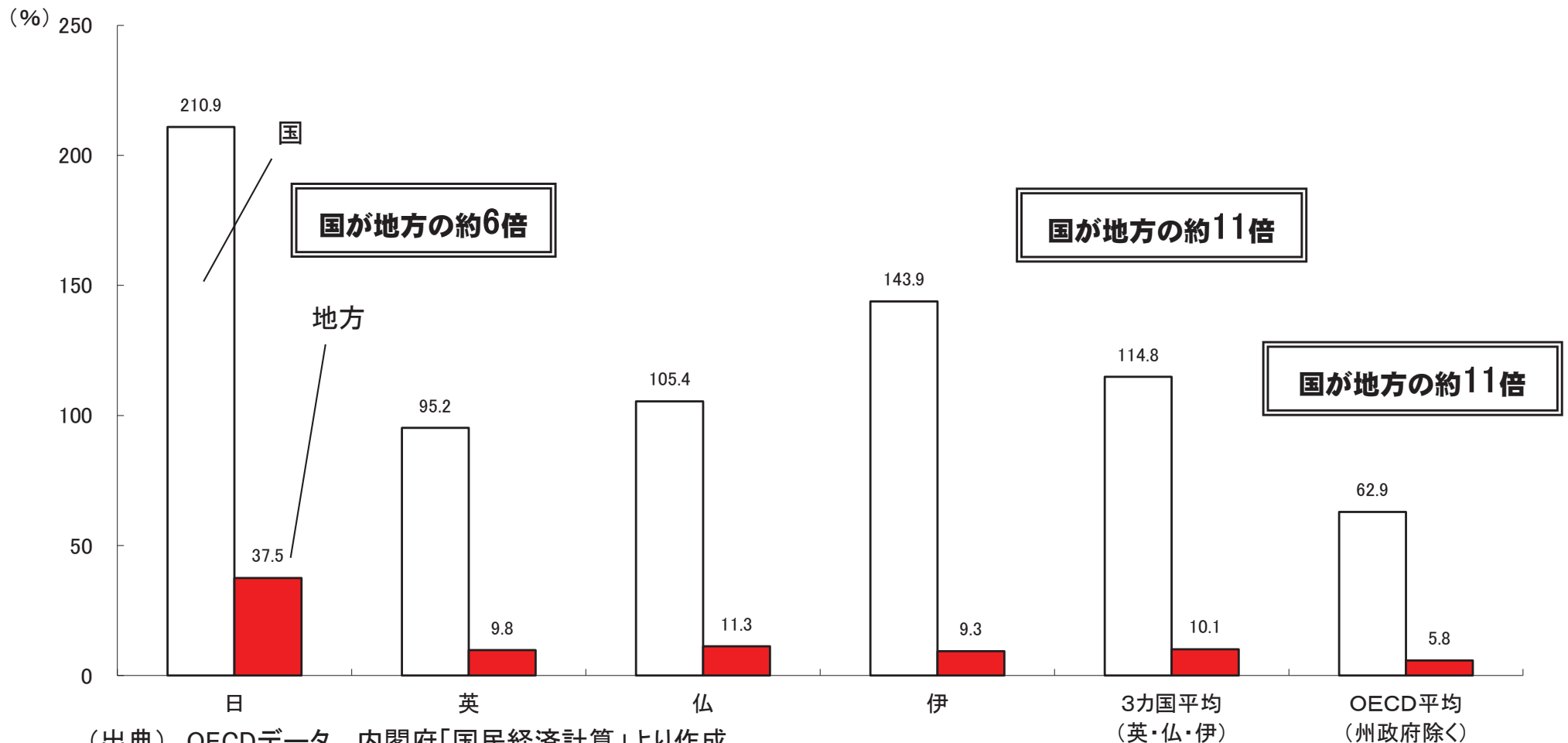
（参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

（単位：兆円）

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	21	21

国・地方の債務残高（GDP比）の国際比較【2022】

地方は、国と異なり、金融・経済・税制等の広範な権限を有しておらず、諸外国でも地方の財政赤字や債務残高は国よりも大幅に小さい。地方は一定のプライマリーバランスの黒字を確保して、早急に債務残高の縮減を図るべき。



(出典) OECDデータ、内閣府「国民経済計算」より作成。

(注1) 日本については、「国民経済計算」2022年度年次推計の数値を使用。また、交付税特別会計借入金のうち、地方負担分である29.6兆円(2022年度末時点)は、地方の債務残高に含めている。

(注2) 一部の国については、暫定値を使用。

(注3) OECD平均について、連邦国家の場合、地方政府に州政府を含めていない。また日本を含めていない。